

資料

フランツ・ハウケ

『大臣責任制度論——オーストリア国法の比較法的研究』

佐藤 立夫
池村 好道

※ 以下は、Franz Hauke, Die Lehre von der Ministerverantwortlichkeit — Eine vergleichende Studie zum österreichischen Staatsrechte, 1880, Wien を要約的に訳述したものである。

目次

- 第一章 大臣責任制度の本質
- 第二章 大臣責任制度の歴史
- 第三章 大臣責任制度論

フランツ・ハウケ『大臣責任制度論』（佐藤・池村）

第一章 大臣責任制度の本質

(1) 立憲君主制の下で立法府と執行府との間に対立が生ずる場合、立法府が執行権の担い手たる君主を訴追することは許されない。「国王悪をなしえず」の原則が妥当するからである。そこで、君主の統治上の行為には一名以上の大臣の副署を要するものとし、副署を行なった大臣を訴追するという制度が必要となる。これが大臣責任制度乃至は大臣弾劾制度と呼ばれるも

ので、この制度は、行政府に対する立法府の監督権を実効たらしめるといふ目的を持つ。

但し、大臣の副署を要しない君主の単独行為（叙勲行為、恩赦の決定、大臣の任免、統帥権者としての行為等）は、大臣の弾劾事由とはならない。また、大臣が自ら副署した勅令によらず、単独で行為をする場合に、大臣の行為が弾劾事由に相当することがあることについては言うを俟たない。この点、ブッDIS (Buddeus)、ヘルト (Held) 及びビショフ (Bischof) が大臣の単独の行為を弾劾の対象から除外するのは、妥当でない。ザミエリー (Samueli) が指摘する様に、それでは、議会が大臣の責任を問えないこの方法を用いて、君主が自己の権力を濫用する虞があるからである。

(2) オーストリア国法も、次の様に大臣責任制を採用している。即ち、皇帝は神聖不可侵且つ無答責にして、責任を負う大臣及びその下にある官吏を通じて統治権を行使する（一八六七年二月二日憲法一条・二条）。皇帝は大臣の任免権を有し、大臣は、その担当する統治作用の憲法適合性及び法律適合性につき、責任を負う（同憲法三条・九条）。皇帝の統治作用にはすべて、責任を負う大臣の副署を必要とする（一八六七年七月二五日大臣責任法一条）。勅令には全大臣の副署を要する（一八六七年二月二日議会法二四条）。

(3) 大臣責任制度乃至は大臣弾劾制度という、議会が大臣の法的責任を問う制度は、広義の大臣責任制度の一種であつて、広義の大臣責任制度にはこの外に、(一) 大臣の君主に対する責任が問われる形式——この場合には法的責任のみならず政治的責任も問われ、具体的には君主の罷免権の行使となつて現われる——、(二) 議会による法的効果を伴わない責任追及の形式——これには、大臣に議会への出席を求め質問をする制度、大臣に対する不信任投票など多様なものが含まれるが、就中重要なのは、議会による君主に対する大臣罷免の訴願の制度（例えば一八五二年コーブルク・ゴータ憲法一九九条）であり、訴願が容れられない場合にはじめて、議会による弾劾権の行使が許されることとなる——、(三) 世論や新聞が大臣責任を問う形式、及び

(四) 大臣が通常裁判所において一般的刑事責任を問われる形式——一般的刑事責任の追及をも国事裁判所の管轄とする傾向にあるが、国事裁判所の場合には政治的判断介入の余地を否定できないから、妥当でない——がある。

(4) 統治作用は合法性と共に合目的性をも確保せねばならず、そこで、大臣弾劾においては合目的性をも審査対象とすべきかが問題となるが、合目的性の判断は客観的基準を欠いた裁量的判断の性格を有し、且つ将来に至つてはじめて可能なものなのであつて、不当な統治作用か否かは弾劾での審査事項に含

めるべきではなく、これは、大臣の君主に対する責任上又は議會に對する責任上(3)に掲げた(二)の形式、問われるべきものである。

これに對しザミュリーは、彈劾の審査權を統治作用の當・不當の問題にも及ぼし、國益侵害をも彈劾事由に含めようとする(同旨ブッDIS、ミッターマイヤー(Mittermaier)が、何が國益かの問題が客觀的解決に馴染まない以上、問題があると云わざるを得ない。

大臣彈劾制度は、憲法秩序の保障を目的とすべきであり、この點、モール(Moell)が當該制度の目的を人民の權利の保護に限っているのは、人民の權利なるものの画定が曖昧になりがちであるばかりか、その他の國家秩序の保障(例えば王位繼承法の遵守)が何故當該制度の目的とはならないのかも明らかでないから、妥当でない。

次に、大臣彈劾は大臣の憲法違反のみを審査対象とすべきか、それとも審査対象は法律違反にまで拡張されるべきか、が問題となる。この問題につき、モールは前者の立場を採り、その理由として、(一)彈劾裁判のために特別裁判所が設けられるのは、憲法問題に對する裁判官の政治的洞察力確保の要請からしてであるが、法律違反については、政治的洞察力は必要とされない、(二)後者の立場に立つときは濫訴の弊が生じ、こ

れが特別裁判所の權威の低下を招く、(三)憲法を法律と同一次元に置くことは憲法の權威を損なう、という三点を挙げているが、憲法と法律の密接な關係から、法律違反行為は合憲か違憲かの問題を惹き起こすことが多く、従つて法律違反行為も彈劾の審査対象とすべきと思われる。

(5) 彈劾裁判は、基本的には刑事裁判であり(同旨モール、ツァーリーヒ(Zachariä)・ヘルト等)、この點、ザミュリーの様に彈劾裁判の本質を懲戒手続(Disciplinarverfahren)と解する考え方もあるが、議會は大臣の上級庁とは言えず、懲戒手続としては君主による大臣の罷免の制度がある外、クレーダー等の憲法・法律違反行為に對して秩序違反を問う懲戒手続を適用しうるかについても疑問が残る、この考え方は妥当でない(同旨ゲルバー(Gerber))。但し、彈劾裁判が基本的には刑事裁判であるとは言つても、量刑よりは、科罰事由の存否の確定(構成要件該当性及び有責性の判斷)の方が重きをなす。

(6) 大臣彈劾制度が立憲制の要石として欠くべからざるものであるとする考え方に對しては、同制度は執行權の弱体化と威信の低下をもたらすものに外ならないとの批判がある。しかし、執行權が憲法・法律を遵守しなければならないものであり、憲法・法律違反を追及するのが同制度であるとすれば、この批判は的はずれであるばかりか、同制度の存在は却つて、大

臣にとつては、君主によって命ぜられた違憲・違法行為を拒否するための有力な支えとなりうるのである。そこで大臣弾劾制度は、矢張り立憲政治の本質的基礎として位置づけられることになるが、同制度が有効に機能するためには真に立憲的な政治が定着していることが必要であり、従つて大臣弾劾制度は、立憲政治の源泉と言うよりは、立憲政治の帰結と見做されねばならぬ。

(7) 大臣弾劾制度は、憲法宣誓や憲法改正手続などと並んで、憲法保障制度の一環として捉えられるのが通例である（例えばアレティン (Aretin)、『ツマハーリネ、ヘルト、カルテンボルン (Kaltenborn)』、ヴァイス (Weiss)、『パッツル (Patzl)』、ヘーバーリン (Haberlin) 一八六七年オーストリア下院憲法委員会報告) が、君主、大臣、議員その他高官による憲法宣誓は倫理的機能しか有せず、三分の二の多数といった憲法改正を困難ならしめる手続を扱うことも、国法学ではなく政治学の領域に属し、何れも弾劾制度とはその性格を異にすることが看過されてはならない。

(8) 大臣弾劾制度については既に多数の文献が公にされているが、とりわけ注目されるのは次の四論文である。

1 Budeus, Die Ministerverantwortlichkeit in constitutionellen Monarchien, 1833.

2 Mohl, Die Verantwortlichkeit der Minister in Einher-

schaften mit Volksvertretung, 1837.——本書はオーストリアにおける弾劾制度の立法化に多大の影響を与えている。

3 Bischof, Ministerverantwortlichkeit und Staatshöfe in Deutschland, 1859.——本書に対しては様々な批判が寄せられた。

4 Samuely, Das Princip der Ministerverantwortlichkeit in der constitutionellen Monarchie, 1869.

第二章 大臣責任制度の歴史

(1) 大臣責任（弾劾）制度は、立憲君主制の確立を契機に各国で構築されたのであるが、最初にこの制度を導入したのは一七九一年三月三日ポーランド憲法であり、それに続くのは同年フランス憲法であった。以下、主要国における大臣弾劾制度の歴史を概観する。

主要国以外では、一八二二年スペイン憲法が議會 (Cortes) の訴追に基づき裁判所が弾劾事件を審理することとし、一八二三年ポルトガル憲法が議會による弾劾を規定すると共に細部を法律に留保し、一八三一年ベルギー憲法が下院の訴追、破棄裁判所の審理を規定すると共に、有罪判決を受けた大臣の恩赦には何れかの議院の請求を必要とする²⁾と定めるのは、夫々の国における弾劾制度の嚆矢とみるべきであ

り、一八五五年オランダ弾劾法、一八六二年ギリシャ憲法及び一八七六年弾劾法、一八七九年ブルガリア憲法などにも、注目すべき弾劾制度が見られる。

(2) イギリスでは、エドワード期における三権分立機構の確立に伴って、政府高官の職権濫用に対し、下院が弾劾し、上院が審理するという制度が登場する。そしてこの制度がはじめて適用をみたのが、一三七六年のラティマー(Latimer)卿及びニヴィル(Nivill)卿に対する弾劾事件であり、その後リチャード二世治下に弾劾事件は増加する。

しかし、テューダー期には議会が国王に対して従順となったために弾劾事件は起こらず、弾劾事件が再び統廃をみる様になったのは、ステュアート期に入ってからであり、一連の事件の中で注目されるのが、ストラッフォード(Stratford)事件、ロード(Laund)事件及びダンビー(Danby)卿事件であるが、ダンビー事件(一六七八年)においては、大臣弾劾では大臣の行為の合法性のみならず、同時に誠実性、公正性及び有効性(honesty, justice and utility)も問われる、という原則が下院によって初めて採用されており、同事件は弾劾事件史上極めて重要な意義を有する。

フランツ・ハウケ『大臣責任制度論』(佐藤・池村)

ストラッフォード及びロードは大逆罪に問われ、共に弾劾されたのであるが、特に前者に対する弾劾については、ストラッフォードの各行為は大逆罪を構成するものではないが、全体としては大逆罪に相当するとの解釈が採られ、所謂大逆罪(Constructive treason)の理論が採用された点で、注目すべきものが認められ、この点でモールは、本件弾劾手続を偏向審査(Tendenzprozess)と見做している。ダンビーは、チャールズ二世がフランスから秘密資金を貰い受けるにつき、最初はこれを諫止しつつも結局はこれの遂行に手を貸したとして、大逆罪に問われ弾劾されたのであるが、この事件では次の二点が特徴的であった。第一は、弾劾を無効ならしめんと国王が議会を解散した点であるが、この解散に先立ち上院は、解散によっても弾劾の効果には影響がないことを宣言していた。第二は、新議会の開会前に国王が恩赦権を行使した点であるが、これに対して新議会は、恩赦権の行使を無効と見做す見解をとった。

ウィリアム三世、アン及びジョージ一世下でも弾劾事件は続発するが、特に有名なものは、ヘイスティングズ(Warren-Hastings)事件(一七八一―一七九五年)とメルヴィル(Melville)事件(一八〇五年)である。

インド総督ウォーレン・ヘイスティングズは、税政、インド領主に対する弾圧、公金の濫費などの廉で弾劾を受けた。この事件においても、議会が解散されたために、弾劾が法的に継続する否かが問われたが、結局両院共、議会の立法活動と弾劾権の行使は区別さるべきで

あるとして、継続するという見解を採った。但し、最終的には無罪判決が下されている。一方、公金を自己の利益を図る目的で運用したとして弾劾されたメルヴィルも、無罪とされた。

これ以降イギリスでは、政府高官が弾劾されるという事例はない。一八四八年にはパーマーストン (Palmerston) 卿を弾劾しようとする試みがなされたが、これは失敗に終わっている。

右のイギリスの大臣弾劾制度の特色を挙げると、第一に、イギリスは弾劾法律を有せず、この制度は習律として発展してきたものである。第二に、弾劾の対象となるのは大臣に限られず、庶民、貴族を問わず総ての君主直属の高官がこれに属する。第三に、弾劾事由は先例によって、職務犯罪のうちでも叛逆罪 (treason) 相当のものとされており、職務行為の合法性に止まらず、誠実性、公正性及び有効性も問われる。従って大臣弾劾は、その政治的責任追及の性格からして、容易に内閣の交替を求める制度へと変質し、議院内閣制の帰結として、大臣は自己の所属政党に有利な違法行為をなし、議会はこれに対して免責を与えるようになる、という傾向が生ずる (同冒グナリスト (Gneist))。第四に、下院の弾劾に基づき上院が国事裁判所として通常の裁判手続に従って審理し (通常の裁判手続、就中通常の立証手続が妥当することは、ウォーレン・ヘイスタイングズ事件で承認さ

れている)、上院は事実問題と法律問題とを区別することなく、多数の投票により決する。議会の解散は弾劾の効果に影響を及ぼさず、また上院の判決以前の君主による恩赦権の行使は無効である。

判決後の恩赦権の行使は勿論排除される訳ではないが、これが行使された例は今まで皆無である。

(3) 共和制国家における弾劾制度は、君主国において君主の無答責に対応してそれが認められる場合とは異なり、官吏の自己の行為としての職務行為の違法性を問うという機能を営む外、君主制国家の弾劾制度に比して、その他様々な特異性を有する。

例えば、アメリカ合衆国の弾劾制度は勿論イギリスのそれを範としたものではあるが、同制度によって弾劾の対象とされるのは、裁判官及び大統領をはじめとする文官たる行政官であり、地位の上下を問わない。弾劾事由は、叛逆罪、賄賂罪又はその他重罪若しくは軽罪 (treason, bribery, or other high crimes and misdemeanours) を犯したことである。

憲法制定前には、行政官たる高官のみが上院に対して責任を負うと

いう制度も主張されたが、平等原則に基づき右の様に弾劾の対象が拡げられた。尚、上院及び下院の議員は、その所属議院内部で責を問われることはあるが、何れも弾劾の対象とはならない。この点は、憲法二条四節によって明らかであるばかりか、一七九九年に下院が上院議員ブラウント(Blount)を弾劾した際に、上院によって確認されているところでもある。また、ザミュリーに依れば、弾劾事由は右に挙げたものに限られず、その他の義務違反及び失政にまで拡大されているとされる。

弾劾手続は下院における特定官吏弾劾の動議に始まり、下院は委員会の調査報告に基づき、単純多数(州によっては三分の二の多数)をもって弾劾の可否を決定し、弾劾が可とされた場合、被弾劾者は無罪判決を得るまで職務行為を行なうことができない。下院による弾劾をうけて、被告には上院に対する抗弁書の提出が認められ、原告には再抗弁の機会が与えられる。その後上院が裁判所として弾劾事件の審理を行なうが、上院議員は、審理に当たり宣誓をなすを要する。上院議長は副大統領であるが、大統領が被告の時は、副大統領は大統領罷免の場合に大統領へと昇格する関係上、最高裁長官が審理を主宰する。上院の審理中下院は、全議員が証人として審理に立ち合ったことが一度ある外は、五名の議員を院の代理として上院に派遣している。審理は公開にして口頭弁論が保障される。但し、判決に

フランク・ハウケ『大臣責任制度論』(佐藤・池村)

関する審議は秘密会形式で行なわれ、有罪判決には出席議員の三分の二の賛成を必要とする。上院が宣告しうる刑罰は、罷免及び将来の官職就任資格の剝奪に限定され、刑事上の処罰は通常裁判所に委ねられる。上院の判決に対しては、上訴は許されず、大統領の恩赦権も及ばない。

アメリカでも弾劾事件の件数は少ない。ストーリー(Story)に依れば、四十九年間で四件——先に挙げた一七九九年のブラウント事件、一八〇五年のチェイス(Samuel Chase)事件、一八〇三年のピッカリング(John Pickering)事件及び一八三一年のペック(James H. Peck)事件——に止まり、しかも有罪判決が下されたのは、そのうちの一件(ピッカリング事件)のみである。その後の事件としては、一八六七—六八年のA・ジョンソン(Johnson)事件及び一八七六年のベルクナップ(Belknap)事件が注目に値しよう。

ジョンソン大統領は南部諸州の再建策をめぐって議会と対立し、この対立は、一八六七年二月三日の教書で大統領が政策実施のための武器の使用を示唆したことで、頂点に達することとなった。下院は高軽罪(High misdemeanor)の嫌で大統領を弾劾したが、上院は、有罪支持三五対無罪支持一九で(有罪判決宣告に必要な三分の二の多数に一票不足)、無罪判決を宣告、大統領は辛うじて罷免を免れた。本件は、政治的利益をめぐる対立の一環として現われた弾劾事件である

点に、特色を有する。他方、陸軍長官ベルクナップは、物品納入業者から賄賂を受け取った廉で弾劾されたが、事実が明るみに出て即刻辞表を提出し、これが大統領によって承認されたため、上院が弾劾裁判権を行使しうるか否かが問題となった。上院は単純多数をもって管轄権の存続を決定したが、被告弁護人は、有罪・無罪の判断に当たっては、先に管轄権の不存在に票を投じた議員は有罪に投票することができないう主張し、当該議員の多数がこの弁護人の奸計につられて無罪投票を行なったため、六二名のうち二五名が無罪を支持する結果となり、ベルクナップに対しては無罪判決が宣告された。本件裁判は、有罪・無罪の判断と、管轄権の存否という先決問題の判断とを混同したものと注目される。

(4) フランスの大臣弾劾制度の淵源は、これをフランス革命に求めることができる。即ち、一七九一年九月の憲法は、大臣が、国家の安全及び憲法侵害、個人の財産及び自由に対する侵犯並びに自己の省の支出に充てられる金銭の濫費、につき責任を負うことを定める。次いで一七九三年六月の憲法は、人民代表議会による弾劾を定め、一七九五年八月の憲法は、立法院による訴追と高等法院による裁判を定めると共に、弾劾の対象を議員及び行政政府の構成員とする。一七九九年一二月の憲法は、第六章で弾劾の対象を官吏に限定し、七二条が大臣の弾劾を定める。一八〇二年八月の憲法は、大臣弾劾についての規定を持たないが、一八〇四年五月の憲法では、大臣及び國務参事官(Con-

seillers d'Etat)の責任につき、高等法院が審理することが定められている。ルイ一八世のシャルトは、五五条及び五六条で、大臣の弾劾権を代議院に、裁判権を貴族院に夫々帰属させ、弾劾事由として叛逆罪及び瀆職罪を挙げると共に、弾劾事由の詳細及び訴追決定手続を法律の規定に委ねた。しかし、弾劾手続及び弾劾事由に関する法律は遂に成立することなく、シャルル一〇世の諸大臣は、法律を欠いたままで弾劾され、裁判を受けた。

シャルル一〇世の諸大臣に対する弾劾の場合、弾劾事由は次の四点に亘った。(一)選挙を不公正ならしめ、市民による市民権の行使を妨げることにより、自己の権限を濫用したこと、(二)王国の法律の改正を恣意的に強行したこと、(三)国家の安全を危くする陰謀を企てたこと、及び(四)内乱を煽ったこと、である。法律が制定されていないことで特に問題とされたのは、シャルトの叛逆罪を如何に解すかであったが、貴族院は通常の刑事裁判法理を適用して、首班ポリニャック(Polignac)に対して市民権剝奪と追放を、三人の被告に対しては終身禁錮を宣告し、四人全員に対し訴訟費用の連帯負担を命じた。勾留を免れたその他三名の大臣も後に欠席裁判で有罪となり、貴族院で受理されなかった損害賠償訴訟は通常裁判所に提起された。一八三六年には刑の執行が猶予され、翌年恩赦の適用がなされた。本件フランスの処理については、ブッドイス、ダールマン(Daillman)をはじめ、ドイツでは批判が強い。

一八三〇年憲法もまた、貴族院が有罪判決を宣告しうる場合を大逆罪及び国の安全の侵犯罪に限定し（二八条）、訴追の権限を代議院に帰属させ（四七条）ることにより、先のシャルトと同様の弾劾制度を維持したが、予定された弾劾法律は制定をみなかった。即ち、一八三二年及び一八三四年の法律案は、いずれも成立には至らなかったのである。

これら法律案の意図するところは、叛逆罪及び瀆職罪の外に弾劾事由として背任罪（*breach of trust*）を加え、以上三種の事由を通常考えられるよりも広く構成しようとしたにあった。つまり、叛逆罪には、大臣の国王若しくは王位継承者の安全を損なう行為、国家の内外の安全を危うくする行為、憲法違反若しくは人権侵犯、王位継承法違反、又は国王若しくは議会の憲法上の権限の侵犯が該当するものとされ、瀆職罪は違法な金銭徴収命令、公金の直接・間接的横領、及び私的利益を目的とした権限の濫用を含み、背任罪はこれ以外の公益を害する行為——法律違反、法律執行懈怠及び権限の濫用を含む——を包括するものとされた。

一八四八年一月四日の憲法は、大統領及び大臣を国民議会が弾劾し、国事裁判所たる高等法院が審理する旨の弾劾制度を定める。大統領及び大臣は職務の全般につき責任を問われる。高等法院は、五名の判事（破棄裁判所が秘密投票により選任する判事

フランツ・ハウケ『大臣責任制度論』（佐藤・池村）

で、この中から院長が互選される）及び三六名の各省から選ばれた陪審員から成り、陪審による有罪判決には三分の二の賛成を要する。これに対し、ルイ・ナポレオンによって制定された一八五一年二月二〇日の憲法では、国家元首及び大臣の責任は名目的なものとされるに止まり、この態度は帝政下に維持され続けたが、一八七五年七月一日の公権力に関する法律一二条は、再び、共和国の大統領及び大臣は代議院によって弾劾され、元老院によって裁判を受ける旨の弾劾制度を規定した。

一八七九年三月八日、調査委員会は代議院で、一八七七年三月一日及び一月二三日の両内閣の諸大臣を、大逆罪及び職務犯罪該当を理由に弾劾すべき旨の報告書を朗読したが、一八七九年三月一日、弾劾動議は立証の困難性を理由に政治的処理がなされたため、否決された。

(5) スウェーデンでは、早くから国王の諮問機関の責任を追及する制度が確立していたが、この制度が初めて法制化をみるのは、一八〇九年六月六日の憲法及び一八一〇年二月一〇日の責任法律においてである。

この制度の法制化以前の事例としては、ゲルツ（Gertz）男爵事件が挙げられる。カール二世治下でホルシュタイン公使であったゲルツ

は、国籍を取得しないまま國王顧問、更には大蔵大臣を務めたが、國王に對して、戦争遂行の手段として新しい直接税の導入、強制借款、硬貨の徴集を勧告したことを理由に、國王の死後弾劾された。裁判機關としては当初高級裁判所が有力視されたが、通常裁判における訴訟遅延を理由に特別の委員會の設置が議決された。ゲルツは、当該裁判機關が違法であるなどの抗弁を行なったが、一七一九年二月一日死刑の宣告を受け、刑の執行延期の申請にも拘らず、同月二〇日に処刑された。

右の憲法及び法律の規定する弾劾制度は、抑々、國務院議員は自己の見識と良心に基づき、憲法を遵守して國王に對する助言をなさねばならない、という命題から発する。弾劾事由は、暴力的憲法転覆行為（同憲法三九条及至四三条）、ライヒ議會召集の懈怠又は妨害、議會の单独課税權に對する故意の侵犯行為、議會召集前の予備金毀損、出版の自由に関する法律違反、外務大臣による故意の戦争、講和、同盟に関する情報隠匿（以上同法律一条乃至三条・七条）である。以上の弾劾事由のうち、第一のものについては生命、名誉及び財産の喪失の刑が適用され、その他については罷免及び官職就任資格の剝奪の刑が科される。

以上の弾劾事由以外の國務院議員の枉政については、議會内の憲法

委員會の報告に基づいて議會が、必要と認めた場合には、國王に對して書面で当該國務院議員の罷免を申請することができる。

弾劾手続は次の通り。議會内の憲法委員會は國務院の議事録の提出を要求する。議事録はすべての統治作用に関し作成される。憲法委員會が國務院議員の違法行為の存在を認定したとき、議會の司法法律顧問はライヒ裁判所に對して裁判を請求する（この場合、ライヒ裁判所の裁判官たる四名の國務院議員は、四名の先任法律顧問官にとって換わられる）。一度議會に提出された國務院議事録については、一事不再理の原則が支配する。ライヒ裁判所（*Reichsgericht*）は、ストックホルム高級裁判所長官が長官職を務め、その他の合議制裁判所長官、四名の先任國務院議員、首都軍司令官、首都國海軍艦隊司令官、四名の先任法律顧問官及び一名の先任合議制裁判所顧問が、裁判官として加わる。ライヒ裁判所の裁判定足数は一二名である。議會は一二名の議員を審査員に選任し、ライヒ裁判所の職權行使の監督にあたらせる。解任相当と判断された裁判官は、審査委員會の報告に基づき國王によつて解任される。ライヒ裁判所の判決に對しては上訴は認められない。國王には恩赦權が賦与されているが、これは、裁判所による官職就任資格剝奪の宣告については及ばない。

一八四四年一月四日のノルウェー憲法は、国王の無答責と共に諮問機関たる國務院議官の責任を定める。議官の責任追及は國務院議事録に基づいてなされる。議事録はすべての統治作用に亘る。國務院議官は、国王の決定が統治形態若しくは法律に違反し、又は王国に対して不利益をもたらすと認められる場合には、国王に対して反対の意思を表明し、且つこの旨を議事録に記載させねばならない。議官が国王に対して抗議をしない場合は、国王と意見を同じくしたものと見做され、下院(Odelsting)によって弾劾され、ライヒ裁判所で裁判を受ける。同憲法八六条に依れば、ライヒ裁判所は上院(Lagting)議員及び最高裁判所判事によって構成され、上院議長が裁判長職を掌る。被告は理由を挙げずに裁判官の三分の一を忌避することができるが、その際一五名以上の裁判官は残存しなければならぬ。一八二八年七月七日の法律は、弾劾事由の列挙と刑罰の明確化に努めるが、何れの点でも充分なものではない。尚、同法律では他の刑罰と並んで罰金刑が規定されている点、特徴的である。

事例としては、国王に対して議會(Storting)の解散につき抗議をしなかったことを理由に弾劾がなされた、ノルウェーの國務大臣レーヴェンショルド(Ljwenskiold)事件(一八三六年)があり、彼は罰金刑を宣告されたが、国王及び政府はこの判決を無効として取消し

フランツ・ハウケ『大臣責任制度論』(佐藤・池村)

た。

(6) ドイツでは中世以来、領主(王侯)の諮問機関の責任を問う制度が存在したが、当時は領主の無答責の原則は承認されず、従って、ツァーハリーエの如くに、右の制度を大臣弾劾制度の濫觴とみることはできない。ホルツェンドルフ(Holtzendorf)と共に、右の制度は大臣弾劾制度確立の基礎とされたにすぎない、とみるのが正当であり、ヘルトが指摘する様に、ドイツの大臣弾劾制度の確立は一九世紀のことに属する、と解するのが妥当であらう。

例えば、ヴェルテムベルクでは古くから、刑事裁判開始のために、議會が官吏の違憲行為を領主に告発する制度がみられ、またバイエルン議會は、領主の官吏を弾劾する権限を賦与されていたし、一五六六年のプロイセン勅令もまた、宰相及び諮問機関の責任を定めていた。弾劾事件としては、ザクセンの宰相クレル(Krell)事件、ヴェルテムベルクの秘密顧問ブス(Suss)事件及びモンマルタン(Montmar-tré)伯爵事件などが知られている。ブスは、国庫資金調達過程で私腹を肥やし、これをもとにカール・アレクサンダー大公に対して影響力を行使した上で、大公の死後弾劾され、大公が生前に発した彼に対する免責命令にも拘らず、有罪判決を受け死刑に処せられた。

ウィーン會議後の種々の同盟規約(Bundesacte)草案の中で、議會に対して高官の責任追及の権限を与えることが承認される

様になり、続いて、ドイツ諸国の憲法及び法律が高官の弾度制度を規定するに至る。これら弾劾制度は、三月革命を契機に一定の修正を見るが、現行のドイツ諸国の弾劾制度に関する規定は次の通りである（一八七一年四月二六日の帝国憲法は、一七条で、皇帝の命令及び処分には帝国宰相の副署を要するものとし、宰相の責任を定めているが、大臣責任についての規定を有してはいない）。

一、バーデン…一八一八年八月二二日憲法七条・六七条、一八二〇年一〇月五日法律、一八六八年二月二八日法律、一八六九年二月一日法律。

二、バイエルン…一八一八年五月二六日憲法十章四条乃至六条、一八四八年六月四日法律、一八五〇年三月三〇日法律（一八三二年、出版の自由抑圧の廉で、大臣シェンク(Schenk)に対する弾劾動議が提出されたが、議会はこれを否決し、国王に対する訴願を議決した）。

三、ブラウンシュヴァイク…一八三二年一〇月二二日憲法一〇八条乃至一二二条。

四、ハノーファー…一八三三年九月二六日憲法一五二条。一八四〇年憲法一六八条は、大臣が国王に対してのみ責任を負う旨を定める。一八四八年九月五日法律は、議会の弾劾権を再び規定する。一八五五年法律。

五、ヘッセン大公国…一八二〇年二月一七日憲法、一八二一

年七月五日法律。

六、ヘッセン選帝侯国…一八三一年一月五日憲法六一条・一〇〇条、一八五二年四月一三日憲法七八条・一二〇条（内務大臣兼司法大臣ハッセンプフルク(Hassenpflug)に対する一八三三年三月四日及び同年一〇月三十一日の弾劾に対しては無罪判決が、同人に対する一八三五年二月七日の弾劾に対しては本案審理に入らず却下の判決が、夫々下されている）。

七、ナッサウ…一八一四年九月一、二日憲法二条（國務大臣フォン・マーシャル(v. Marschall)は、一八三二年、貴族院の議席増という違憲行為を理由に代議院で弾劾を可決されたが、貴族院の反対で弾劾を免れた）。

八、オルデンブルク…一八五二年一月二二日憲法二〇〇条乃至二〇九条・補則三。

九、プロイセン…一八五〇年一月三十一日憲法四三条乃至四五条・四九条・六〇条・六一条。

一〇、ザクセン…一八三一年九月四日憲法四一条乃至四三条・一四〇条乃至一五一条、一八三八年二月三日法律。

二、ザクセン・ヴァイマル・アイゼナハ…一八五〇年一〇月一五日憲法四七条乃至五九条、一八五〇年一〇月二二日法律。

三、ザクセン・マイニンゲン…一八二九年八月二三日憲法一〇

二条乃至一〇四条。

三、ザクセン＝アルテンブルク…一八三二年四月二九日憲法三六条・三七条。

四、ザクセン＝コーブルク＝ゴータ…一八五二年五月三日憲法一三二条・一六二条乃至一七七条。

五、弟系ロイス…一八五二年四月一日憲法一〇六条乃至一一六条。

六、シュヴァルトブルク＝ゾンダースハウゼン…一八四九年一月二二日憲法四九条・六九条乃至七二条・一二七条。

七、シュヴァルトブルク＝ルードルシュタット…一八五四年三月二二日憲法五条乃至八条。

八、リヒテンシュタイン…一八六二年九月二六日憲法二九条・四〇条。

九、アンハルト＝ベルンブルク…一八五〇年二月二八日憲法八〇条・八五条。

一〇、ヴァルデック＝ビルモント…一八五二年八月一七日憲法四二条・五八条・八条・一二条・六六条・七二条、一八五〇年六月四日法律。

一一、ヴェルテムベルク…一八一九年九月二五日憲法五一条・五二条・五四条乃至六一條・一九五条乃至二〇五条（大臣フョーン・ヴハター（*v. Wächter*）が所謂三王同盟（*Drei-Königsbun-*

フランツ・ハウケ『大臣責任制度論』（佐藤・池村）

drise）へのヴェルテムベルクの加盟をめぐって弾劾されたことがあるが、国事裁判所は無罪判決を下している。尚、一八七六年、国事裁判所改革のための法律案が政府によって議会に提出されている。

(7) オーストリアでは、一八四八年三月一七日の最高決議（*Allh. Entschliessung*）が内閣制度の創設及び大臣の責任を定めたことにより、大臣弾劾制度の萌芽がみられた。次いで一八四八年四月二五日の憲法は、八条で皇帝の命令には大臣の副署を要するものとし、一三条で皇帝が議会の一院の同意の下に恩赦及び減刑を行ないうることを定め、三二条で大臣の責任はそのすべての職権行使に亘るものとし、且つ三三条で訴追及び裁判機関に関する定めを法律に留保する。一八四九年の憲法草案も弾劾に関する定めを置き、六五条は大臣の責任を定め、六六条は皇族及び先天的に国籍を有していない者の大臣職への就任を排除し、六八条は皇帝が大臣に対する免責措置を講ずることを禁止し、六九条は大臣が一院の議決によって弾劾されうることを定めると共に、弾劾事由として憲法違反、大逆罪、賄賂罪及びその他の職権濫用を挙げ、七〇条は最高裁判所により有罪判決を受けた大臣に対して、皇帝が弾劾議院の同意を俟って恩赦権を行使しうることを規定し、最後に七一条は弾劾制度の細部を法律に委ねている。

一八四九年三月四日の憲法も大臣責任についての定めを置

き、一八八条は皇帝の処分には大臣の副署が必要なことを、九一条は大臣責任制度の細目を法律に委任することを規定している。更に、九四条は大臣の代理についても責任が及ぶことを定め、一〇六条はヴィーンの最高裁判所に対して、ライヒとラント間及びラント相互間の紛争についての仲裁裁判権等と並んで、大臣及び大臣代理に対する弾劾事件の裁判権を与えている。但し、内閣の責任に関しては、皇帝による一八五一年八月二〇日の内閣文書が、法律及び皇帝の命令の遵守についての皇帝に対する責任を宣言するものの、議會に対する責任を排除している。

一八五一年二月三一日の勅令は、一八四九年三月四日の憲法を帝政と相容れないものと見做し、全面的にその効力を停止したため、弾劾制度は機能を停止した。その後、一八六〇年の皇帝勅令を契機として、一八六一年二月二六日に憲法制度は復活を見るが、この憲法には弾劾制度に関する定めは欠けていた。そこでこの問題が議會において取り上げられ、大臣責任制度は、一八六二年五月一日に下院へ提出された教書の中で承認されるに至る。以後弾劾制度に関する憲法法律の草案づくりが政府主導で進められ、一八六七年六月、政府草案が下院に提出、三六名により構成される憲法委員会に付託される。同委員会による大幅な修正のち法律案は議會で可決をみ、一八六七

年七月二五日の皇帝による裁可を経て、法律は同年同月二八日公布、即日施行された。その後同年二月憲法により、右法律による大臣弾劾制度は憲法的承認を得るに至ったのである。即ち、同憲法九条は、大臣が統治作用に関し憲法及び法律適合性について責任を負う旨を規定し、細部を法律に委ねることとした。

ハンガリーでは、一八四八年の憲法が大臣責任制を規定する。即ち、その三条は国王の勅令、命令、決定及び任命行為には大臣の副署を要するものとし、一八条は以上の国王の行為につき大臣が責任を負うことを定める外、四条は大臣が固有の職務行為についても責任を問われることを定める。一〇条に依れば内閣は、首相及び八名の主任の大臣を以て構成される。大臣は議會両院への出席義務を課せられ、そこで答弁を行なう（二九条）。大臣の職務上の文書は請求に基づき、両院又はその指定する委員会に提出される（三〇条）。三二条によれば、弾劾事由は、（a）国家の独立侵犯、憲法若しくは法律違反又は自由権若しくは所有権の侵害、（b）公金若しくは有価物の横領又は違法な使用、及び（c）法律の執行又は公共の安寧保持にかかわる職務懈怠、である。大臣は代議院により絶対多数の賛成をもって弾劾される（三三条）。被弾劾者の裁判には、上院（Magnetatele）が上院議員の中から秘密投票によって選出し

た者があたり、裁判手続は公開される。即ち、三六名の議員が選出され、そのうち一二名を下院によって派遣される訴追委員が、他の一二名を被告大臣が忌避した後、残余の一二名の議員が裁判を掌る（三四条）。大臣の職務外の可罰行為については、通常法律の定めるところによる（三六条）。三五条に依れば、国王の恩赦権の行使は一般的大赦（*allgemeine Amnestie*）の方法に限定される。

一八七八年一〇月三〇日下院では、ハンガリー政府が、オーストリアと共にボスニア及びヘルツェゴヴィナの併合政策を採り、多額の公金と生命を犠牲にしたことが、憲法三二条の弾劾事由に該当するとして、内閣の弾劾動議が提出されたが、動議は翌月五日否決されている。

オーストリア君主制下の諸国（オーストリア諸国及びハンガリー諸国）に共通の行政を処理すべき内閣については、一八六七年一月二二日の法律がその責任を定め、一八条は弾劾、裁判及び判決についての詳細を特別法律に委ねている。

第三章 大臣責任制度論

(1) 弾劾の対象は内閣の構成員であり、主任の大臣と無任所大臣とがこれに相当する。総理大臣はモールの言う「同輩者中

フランツ・ハウケ『大臣責任制度論』（佐藤・池村）

の第一人者」にして、通常は無任所大臣である。主任の大臣は、内閣の一員として内閣の統治作用について責任を負う外、自己の独自の所管事項についてもその長として責任を問われる。

大臣は辞職によって弾劾を免れることはできない。弾劾制度は将来の官職就任権の剝奪を目的とするからである。

この点は、ヘッセン大公国一八二二年法律二条、バイエルン一八四八年法律八条、ザクセン王国憲法一五一条など、ドイツ諸国の多くの憲法及び法律が認めるところである。この点、ツェンプフル（*Zempfler*）が、辞職後の大臣弾劾は、罷免より重い刑が期待される場合にのみ意義がある、とみているのは正当でない。

右の趣旨からすれば、大臣は、その職を辞した後他の官職に就いていても、或いは一切の官職から遠ざかっていても、弾劾を免れることはできない。オーストリア弾劾法二〇条二項この旨を明らかにしており、この点で、大臣弾劾は懲戒手続と異なる。即ち、後者にあつては、官吏の辞職をもって手続は中止されねばならないのである。

ドイツ諸国の憲法は、議会による弾劾の対象、延いては国事裁判所の対人的権限を、高官又は総ての官吏へと拡大している（そして多くは、当該官吏に係わる訴願が失敗に終わったことを、弾

効権発動の要件としている。例えば、ザクセン・マイニンゲン憲法八八条、ヘッセン大公国憲法一〇九条、ブラウンシュヴァイク憲法一〇八条、コーブルク・ゴータ憲法一二三条・一六五条などがそうである（勿論、クルヘッセン憲法七九条の様に、弾劾の対象を大臣に限っているものもある）。これに対して、オーストリア一八六七年一月二二日憲法は、全官吏の憲法及び法律遵守義務を規定するものの（一二条）、大臣以外に対する弾劾権の行使を認めない。これらについては懲戒権の発動を認める趣旨である（一二条二項）。ヘルトも、大臣以外の官吏については、民事、刑事及び懲戒責任を問うことで充分であり、弾劾権の行使は大臣に対するものに局限せられるべし、との見解を採っており正当である。従ってまた、大臣代理の責任も弾劾では問えない。この点、現行憲法は一八四九年憲法とは異なる。

ドイツでは、ザクセン・ヴァイマル憲法四九条、オルデンブルク憲法二〇二条の様に、大臣の共犯者についても弾劾において責任を問う制度（モールはこれについて肯定的である）がみられるが、オーストリアはこの制度を採用していない。即ち、共犯者に対しては、通常の刑事手続で責任を追及するということになる。

議会の議員については弾劾を考える余地はない。尤も、ヴェルテムベルク憲法一九九条の様に、議員を国事裁判所へ訴追す

る権限を政府に対して与える例も見られるが。従って、議員の場合は刑事責任のみが問題となる。しかし、議員には、議会の権威を高めるため、或いは議員の悪意の不存在の推定を根拠に、免責特権が与えられており（例えば、オーストリア一八六一年一月三日法律、一八六七年一月二二日法律一六条・二三条）、刑事責任追及も実際には機能せず、院内での懲罰の余地が残るのみである。但し、この懲罰についても、議長の裁量権の存在は看過さるべきでない。

(2) オーストリアでは、一八四八年三月一七日の最高決議によって内閣制度が発足したが、現存の各省は、内務省、司法省、文化・教育省、財務省、商務省、農務省及び防衛省であり、この外オーストリア君主制下の諸国に共通の行政事務を担当する省として、帝室・外務省、帝国財務省及び国防省が置かれている。

(3) 弾劾事由は憲法又は法律違反である。この場合の憲法概念には、形式的意義の憲法（憲法典）ではなく実質的意義の憲法が相応しよう。また、憲法秩序全体に対する侵害に限らず、個々の憲法規定違反についても、大臣の責任が問われるべきである。部分的侵害も全体に対する侵害と見做されねばならぬからである。加えて、重大な違反行為と軽微な違反行為も区別されるべきでなく、これは、具体的事例において両者の識別が困難

であるからばかりではなく、憲法違反自体が既に重大であるからでもある。

次に、弾劾事由たる憲法違反行為を法律が具体的に列記すべきか、それとも憲法違反行為は弾劾に相当するとの一般の命題のみをもって足りるか、という問題があるが、憲法違反行為の総てを前もって規定しておくことの困難性、及び列記された行為以外は処罰の対象とはならないとの誤解を生む危険性、という、前者の立場にまつわる問題点からして、後者の理解を以て正当とする。

ツァーハーリエの様に、法治国家では法律に明示された構成要件に該当しない行為は処罰の対象とさるべきでない、ということを理由に、前者の立場に立つものもあるが、これに対しては、モールと共に、憲法上の弾劾裁判権は個々の場合の事情を考慮して自由に行使しうるものなのであり、憲法違反行為は抑々科罰性を有するとの認識が必要である、と反論しうる。

憲法違反は作為及び不作為の双方を含み、憲法規定が下命的性質のものであると禁止的性質のものであるとを問わない。また、自己の下級機関の憲法違反を阻止しない場合にも、大臣の不作為についての責任が問われるべきである。

責任が問われるべき大臣の違憲行為は、その職務範囲内のもの

フランチ・ハウケ『大臣責任制度論』（佐藤・池村）

のに限られる。

コンスタン (Constant) も同旨であり、彼は、職務上の権限の濫用と私的行為と見做さるべき権限の踰越とを区別している。但し、これと見解を異にする者に、モール及びザミュリーがいる。

(4) ドイツ諸国では通例、憲法違反を弾劾事由とし、不当な統治作用 (Missregierung) については議会の訴願権 (Beschwerderecht) のみを認める、という制度が採られている (例えば、ロイス憲法一一〇条、ザクセン＝ヴァイマル＝ハノーヴァー憲法一一四條、同一八五〇年憲法四九條、ハノーファー一八四八年法律一〇二條)。そして、弾劾事由たる憲法違反は、ドイツの憲法・法律上次の様に表現される。

一、バイエルン憲法 (一八一八) 一〇章六條、ハノーファー法律 (一八四八) 一〇二條の様に、憲法に対する故意の違反とするもの。オルデンブルク憲法二〇〇條一項、ロイス憲法一一〇條、コーブルク＝ゴータ憲法一六五條、ヴァルデック憲法六六條、プロイセン憲法六一條の様に、憲法違反とするもの。バーデン憲法六七條の様に、憲法又は憲法上の権限に対する違反とするもの。

二、ヴュルテムベルク憲法一九五條、ザクセン王国憲法一四二

条の様に、憲法転覆に向けられた企図及び憲法に対する個別
的違反とするもの。ブラウンシュヴァイク憲法一〇八条の様
に、当該事例に適用さるべき憲法規定違反とするもの。

三、憲法典の規定の故意の侵犯とするもの（クルヘッセン一八五
二年憲法七八条）。憲法に反して発せられた命令又は副署を伴
った命令とするもの（ザクセン＝アルテンブルク法律三七条）。憲
法の恣意的侵害とするもの（ザクセン＝ヴァイマル憲法四九
条）。

右の憲法違反行為に加えて、ドイツでは次の諸行為もまた弾
劾事由に相当するとされる。

一、法律違反行為（処分）…ヴァイマル憲法四九条、マイニン
ゲン憲法一〇四条、シュヴァルツブルク＝ルードルシュタッ
ト憲法（一八五四）六条、リーヒテンシュタイン憲法（一八六二）
四〇条、ヘッセン大公国一八二一年法律一条。

二、君主の確約の不履行…ヘッセン大公国一八二一年法律一
条。

三、職権濫用、背任、恐喝…ヴァイマル憲法四九条、マイニ
ンゲン憲法八八条、オルデンブルク憲法二〇〇条一項b。職
務違反…シュヴァルツブルク＝ゾンダーハウゼン憲法（一八
五七）六条、シュヴァルツブルク＝ルードルシュタット憲法
六条、ヴァイマル憲法四九条。

四、公金横領…ヴァイマル憲法四九条。

五、裁判への違法な干渉、行政上の故意的怠慢、市民の自由、
名誉及び財産に対する恣意的侵害…ヴァイマル憲法四九
条。法律に反する拘禁命令…オルデンブルク憲法二〇〇条一
項b。

六、賄賂…プロイセン憲法六一条、オルデンブルク憲法二〇〇
条一項b、ヴァイマル憲法四九条。叛逆…プロイセン憲法
六一条、オルデンブルク憲法二〇〇条一項b。

(5) 弾劾事由については、オーストリア弾劾法二条及び三条
が規定するところである。

先ず、二条は原則的規定にして、職務範囲内の作為又は不作
為がライヒ若しくはラントの憲法又は法律に反し、これが故意
又は重過失によって惹き起こされた場合、を弾劾事由として掲
げる。これにつき第一に、弾劾事由としてライヒ憲法違反を挙
げるのは、一八六一年二月二六日の勅令六章以来のことであ
り、ここに確かに、法律のうちのどの範囲を憲法の一部と見做す
かの問題は残るが、二条には総ての法律違反をも弾劾事由とす
る旨が規定されているから、この問題はオーストリアでは論ず
る必要がないと言える。第二に、右二条はラント憲法違反をも
弾劾事由としており、これは、上院委員会議事録によれば、ラ
ント憲法違反は間接的ライヒ憲法違反をもたらしということを

根拠とするが、本来ラント憲法はライヒ憲法の一部を成すということからすれば、ラント憲法違反を弾劾事由として宣言することは不要ということにならう。第三に、法律違反を弾劾事由とするのは、既に述べたところ(第一章(4))と軌を一にするものであるが、この点については、弾劾法案審議の過程において上院でアルンツ(Arnitz)の反対意見がみられたところである。

二条の原則的规定に続いて三条は、最も重大とみられる弾劾のケースを次の様に例示する。

(a) 皇帝の命令が大臣の奏請に基づき発せられた場合、それが大臣の副署を伴って発せられた場合、又は副署を欠く皇帝の命令が執行された場合(この最後の場合には、無効の命令が執行された訳であり、執行権者が責任を負うということである)。

(b) 自己の所掌事務に関して発した指令及び命令。

(c) 他的大臣の重大な職務違反に対する故意の支援(これは特に、或る行政事項が複数大臣の共管事項にあたる場合に問題となる)。

オーストリア弾劾法は、大臣の通常の刑事責任の追及を通常裁判所の管轄とすることを前提に、その五条で、大臣の刑法違反の作為又は不作為についてはこれが通常裁判所の裁判権に服することを規定するが、八条では、大臣の刑法違反行為が大臣の公的権限と結びついている場合は、議会の一院は当該行為を

弾劾の対象とすることができ、弾劾が行なわれた場合には、事件を通常裁判所から国事裁判所へ移送しなければならない旨を定めている。しかし、この八条は法の下の平等原則に反し、妥当とは言えない。

(6) 弾劾には大臣の過失(fault)をもって足るか、それとも故意(intent)の存在を必要とするか、については、学説の多くは後者をもって正当とみているが(例えばツァーハーリヒ、ツェープフル、ビショーフ、ヘルト)、モールは、弾劾では激情、軽率及び怠慢に起因する違憲行為についても責任が問われるべきであるとして、前者の考え方を支持し、アレティン及びザミュリーもこれに倣う。

モールの見解に対しては、大臣の私人としての行動範囲と公人としての行動範囲を分つには無理がある、とするビショーフの反対意見があり、正当である。

この点ドイツでは、弾劾の範囲を故意犯に限定しているのは、バイエルン憲法一〇章六条、ハノーファー一八三三年憲法一五二条、同国一八四八年法律一〇二条、ヴァイマル憲法四九条及びロイス憲法一一〇条であり、過失犯をもその範囲に含めているのは、バーデン一八二〇年法律、ヴァルデック一八五

○年法律二条及びザクセン＝コーブルク＝ゴータ憲法一六四条である。また、オルデンブルク憲法二〇〇条一項及び二〇五条の場合は、憲法違反とその他職務犯罪とを分ち、前者については故意又は重過失を、後者については故意を処罰の要件としている。

オーストリア弾劾法はこの点、故意犯と並んで重過失犯をも処罰することとしている（二条）。

同法の成立以前には、大臣が重過失を主張して故意の認定を免れようとしても、道徳的確信に基づいて判決を下す国事裁判所が有罪判決を控えることはなく、従つて故意犯のみを処罪するという規定で充分である、とするアルントの提案が上院であつたが、容れられなかつた。

(7) 大臣の弾劾権が議會に帰属することは言うを俟たないが（個々の市民にも弾劾権を認めるのは、ホフマン(Hoffmann)のみである）、議會が兩院制を採用している場合、弾劾権の具体的帰属が問題となる。

この点につき、モール及びザミュリーは、兩院が相互に独立して弾劾権を行使しうるとみる。他方、ブッドイス及びビンショフは、兩議院の合意を以て弾劾の要件となす。この後者の見

解は、議會の立法活動と弾劾権の行使を同一要件の下に捉えるものであつて不当なばかりか（それでは例えば、弾劾にも君主の裁可を要するとの解釈が生じよう）、實際上にも弾劾が行なわれる可能性を必要以上に狭めてしまうことになる。従つて前者の見解を以て正当とみるべきである。尚、弾劾権を議會の一院にのみ賦与することは妥当ではない。何となれば、弾劾権を上院の専權とみることに、上院の保守的性格からいつて無理があり、上院に弾劾権を認めないことは、上院の第一院としての性格と相容れないこととなるからである（同旨モール）。

ドイツでは、弾劾の要件として兩院の合意を定める国が多い。例えば、バイエルン憲法一〇章六条、ヘッセン大公國憲法九七条、同一八二一年法律四条、クルヘッセン一八五二年憲法七八条、バイエルン憲法六七条、ザクセン王國憲法一四一条の如し。他方、一院の意思をもつて足りるとするものに、ヴェルテムベルク憲法一九八条及びプロイセン憲法六一一条があり、コーブルク＝ゴータ憲法一六五条は兩院の委員會に弾劾権を与えている。

この点、オーストリア弾劾法七条一項は、「彈劾の權能は議會の兩院に夫々歸屬する」と規定する。

同法の政府草案三条は、代議院にのみ弾劾権を与えることとしてい

たが、同院憲法委員会が現行法の通りに修正を加えたものである。

オーストリアとハンガリーの共同処理事項を担当する内閣に對する弾劾権は、一八六七年二月二日法律一六条によつて、両国全権委員團の合議體 (Delegation) に對して与えられている。即ち、共同処理事項に關する法律違反につき、夫々の全権委員團 (Delegation) は單獨で内閣又は個々の大臣に對して弾劾権を行使しうるものではなく、両全権委員團の合意又は両全権委員團の合同會議における議決があつた場合にのみ、弾劾は法的効力を生ずる。この様な両全権委員團一致の制度が採られている所以は、両全権委員團の關係が上院・下院の關係には当たらないという点にある。

(8) 弾劾權行使の細部について論及する。

先ず、弾劾の有効要件として絶対多数の賛成で足りるか、それとも特別多数の賛成が求められるかの問題があり、モールは、大臣には通常議會内に支持派がいるという点、及び弾劾は大臣責任追及手續の第一歩にすぎない点を挙げて、前者の立場を支持するが、弾劾自体が明白且つ絶対に許し難い違反行為に對して行なわれるものである以上、後者の立場を以て正当とすべきであらう。實際、三分の二の多数を弾劾の要件とするものに、バーデン一八六七年法律、シュヴァルツブルク・リール

シュタット憲法七条等がある。この点、オルデンブルク憲法二〇〇条二項は、第一回目の投票において弾劾を相当とする議決がなされた後、八日目以降に再び弾劾相當の議決がなされることを弾劾の要件としており、特徴的である。オーストリア弾劾法は、弾劾の要件として三分の二の賛成を規定している(二一條)。

弾劾手續については、弾劾動議は原則として委員會審議にかけられる、委員會は当該大臣を召喚する、委員會報告に基づき議院は弾劾が相當か否かを決する、議院での手續には弾劾法律に反しない限り議院規則が適用される、弾劾の議決がなされたときは、君主を経由することなく、直接に議長から國事裁判所にその旨が伝えられる、以上の諸点が承認されねばならない。この点、オーストリア弾劾法は次の様に定めている。

弾劾手續開始には、上院で二〇名以上、下院で四〇名以上の署名を附した書面による動議の提出を要する。動議は、事實及び職務違反を明示しなければならない(七条二項・三項)。当該議院の議長は、動議提出後八日以内に動議を議事日程にのせ、議院が審議するか、委員會に付託するかを決定せなければならぬ(九条)。委員會に付託されたときは、委員會は大臣を尋問し、証人を喚問し、専門家の意見を聴取することができ、大臣は反論書及び証拠を提出することができる(一〇条)。委員會の

報告が議院に対してなされたとき、大臣には議院に出頭し、意見を述べる機会が与えられる。弾劾を相当とする議決は三分の二の賛成に基づかなければならない（二一条。尚、同法政府草案も、動議提出に四〇名の下院議員の賛成を、弾劾議決に三分の二以上の賛成を要件としていた。弾劾の議決があったときは、議長はその旨を国事裁判所長官に伝達する。この場合に国事裁判所裁判官は、速やかにヴィーンに集結する（二三条）。弾劾議決は皇帝にも上奏される（二二条二項）。

大臣弾劾の効果として、被告大臣は弾劾裁判判決があるまで職権行使を停止される。オーストリア弾劾法二一条一項はこの旨を明らかにし、同法三〇条一項は、判決があるまでの間被告が大臣職を辞することを禁止している（モールは、弾劾が当然に職権行使の停止に結びつくことに反対し、一時的な大臣職からの追放を裁判官の決定に委ねるという立場を採る）。

弾劾裁判の原告側代理人としては、議長は、弾劾に反対の立場であつたという場合もあり、また法律的素養に欠ける場合もあるから、妥当でなく、且つ一体としての議院及び職業検察官も妥当でないから、議院によって選出された委員会が適任であろう。委員会は訴訟を進行するが、弾劾議院との関係では、受任者と委任者の関係に立つ（モールはこの点、議院に取消権及び変更権を認めている）。ドイツでもこの考え方を支持する国が多く

（例えば、バイエルン一八四八年法律二一条、ザクセン・ヴァイマル一八五〇年法律七条、オルデンブルク憲法補則三・一八条、バーデン一八六九年法律）、オーストリア弾劾法二一条も、議員中から選任された三名の議員を代理人とする旨を定めている（政府草案では、五名から成る委員会を組織し、更に一名の委員に代理権を与えるものとされていた）。

(9) 議会による弾劾の撤回、議会の活動停止と弾劾との関係、及び消滅時効について述べる。

先ず、そうすることが国益に適う場合や、事実関係が明らかになるにつれ弾劾を維持することが無意味と認められる場合には、議会は弾劾を撤回することを許される。大臣には裁判手続を続行することによって自己の名誉回復を図る利益が認められるから、撤回は許されないとする反論もあるが、これに対しては、名誉回復は既に撤回行為によって確保されていると応えることができる。この点、オルデンブルク憲法二〇三条及びヴァルデック一八五〇年六月四日法律一五条は、撤回を明文を以て認め、後者は特に、弾劾の撤回を無罪判決と同一視している。

また、現行バーデン法律に依れば、三分の二の賛成という、憲法改正の議決要件と同様の賛成を得た弾劾議決を、過半数の賛成で撤回することが認められている。

これにつきオーストリア弾劾法二一条は、弾劾を提起した議

院が、国事裁判所の審理開始前に限って、三分の二の多数の賛成を以て弾劾を中止することを承認しているだけで、訴えの取下げについて規定していないのは、ザミューリの説く如く不当である。しかし、同法は反対の意思を明示していないのであるから、同法は取下げをも默示的に承認しているものと見做すべきである。

次に、議会の活動停止が弾劾に及ぼす効果につき、議会の休会及び会期終了（閉会）は、これによつては議会の構成に変化は生じない訳であるから、既になされた弾劾に影響するところはない。問題は、議会の被選期間満了及び国王による解散の場合であり、この両者によつて議会の構成には変化が生ずるため、既になされた弾劾の効果は失なわれると考える方もあり、この立場では、代理委員会も、代理資格及び議院からの受任關係を失なうため、職務を行ないえないこととなるが、議会の弾劾権行使の効果が議会の構成の変化によつて左右されるのは適当とは言えず、殊にそれが政府による議会の恣意的解散の影響を蒙ることは適当ではないから、弾劾の効果は、議会の解散及び被選期間満了によつて影響を受けない、とみるべきであり、総じて、一度なされた弾劾の効果は議会の活動停止によつて影響を蒙ることはなし、と考えるのが妥当である（モールは、議会の解散の場合に限って、既になされた弾劾の効果が失なわれること

を承認する）。従つて、議会の構成が変わつた場合でも、代理委員会は其の職務を履行すべし、と解釈される。勿論これは、新たに構成された議院が、国事裁判所によつて判決が下されるまでの間に、弾劾の中止を議決しうることを否定するものではない。

右の趣旨を実定法化しているのは、ドイツではヴァルデック憲法六六条、バーデン一八六八年法律など少数に止まるが、オーストリア弾劾法二六条は、弾劾の効果は代議院の解散を含め議會（Reichsrath）の活動停止によつて妨げられないことを定めている。

最後に弾劾権の消滅時効の問題があるが、法的安定性、及び時の経過に伴う立証の困難性の増大を考慮に入れると、大臣弾劾においても消滅時効制度の導入は承認されよう。實際、ドイツ諸国の多くもこの制度を採用しており、例えば、ブラウンシュヴァイクでは弾劾動議は違法行為の後六年以内に提出されねばならず、オルデンブルク憲法、バーデン法律及びヴァルデック法律は、夫々、四年、三年及び二年の消滅時効期間を定めている。この点、オーストリア弾劾法二七条は、大臣の違法行為があつた直後の議会の会期が終了したときに最早訴追を許さないものとし、且つ違法行為が議会の決算の過程で明らかとなつた場合に限って、訴追を同一会期内に限定している。しか

し、この規定の二分法の恣意性には問題があると共に、前者の場合に、政府は任意に会期終了を命ずることによって弾劾権を時効にかからせることができる、という点にも問題があらう（同旨ザミュリー。尚、彼は抑々時効期間が短かすぎる点にも批判を加えている）。

(10) 弾劾事件の裁判権の帰属が次に問題となる。

裁判機関としては先ず最高裁判所が念頭に浮かび、ブッドイス及びビショーフは、弾劾事件の裁判権を最高裁判所に委ねるべし、という立場に立つ。確かに、最高裁判所を裁判機関とする場合には、モールも指摘する様に、裁判機関の独立性、裁判官の公平・中立性及び裁判の迅速性は保障されるが、裁判機関の社会的地位は充分に高いとは言えず、政府による裁判官買収の可能性も残り、且つ裁判官の政治的見識も充分とは言えないため、最高裁判事の職業裁判官の要素は高く評価されなければならないとしても、最高裁判所が単独で弾劾裁判を掌ることを承認することはできない。

また、最高裁判所を弾劾裁判機関とし、これに陪審制度を導入することは、更に合目的でなくなる。モール指摘の如く、陪審員には裁判に必要な資質が保障されず、一名又は少数の陪審員が買収されただけでも有罪判決は不可能となってしまうからである（これに対して、ロテック (Rotteck) 及びムーアバート (Mu-

hard) は陪審法廷を支持する)。

次に、上院（貴族院）に対して裁判権を賦与することは、既に述べた通り弾劾権が議會両院に帰属することを是とする以上、弾劾権と裁判権が同一議院の掌中になつて、不都合である。

モールも、イギリス貴族院が弾劾裁判権を行使する外に様々な裁判機能を果たしている、という点を無視して大陸諸國がイギリスの制度に倣うことを疑問視し、且つ、貴族院を裁判機関とすること自体に、政治的判断を法的判断に優先させる傾向、上下両院の協調関係の破壊、政府が自派貴族を議員に任命すること (Parisschub) の可能性といった欠陥が潜むことを指摘する。これに対し、貴族院を裁判機関とすることに賛意を示す論者も多い。例えば、モンテスキュー (Montesquieu) 、ノースラー (Rösler) 、エッシャー (Escher) の如し。

また同じ理由から、貴族院に最高裁判所を加えた裁判機関及び最高裁判所に一定数の貴族院議員を加えた裁判機関も、不適當である（前者を強く支持するのはモールである）。

枢密院を裁判機関とするのも、枢密院の權威が高い場合には弾劾を招来する様な統治作用への関与は否定できないし、その地位が低い場合には裁判機関としての適格性に欠け、何れにしても妥当でない（ザミュリーは懲戒裁判所としての枢密院を支持す

る)。また、アラハンの主席裁判官 (Justitia major)、ハンガリーの副王 (Palatin) の様な単独裁判官は、近年は殆ど論ぜられない程危険性が高い。

残るは、弾劾事件の裁判機関として国事裁判所を設置するという途である。そこで国事裁判官の任命権者を誰とするかが問題であるが、政府及び議會は妥当でなく、両者が共同で市民を国事裁判官として任命する制度が適當である。

共同で任命を行なう具体的方法としては、議會及び政府が裁判官の半数ずつを選任する方法があるが、裁判官の判断が二分化しやすいために裁判長の意見に左右され易く、且つ政治的かけひきによって他派の一票を獲得することが横行し易いために、この方法は好ましくなく、また、一方が作成した名簿から他方が裁判官を選ぶ方法も、名簿に党派性が反映されて妥当とは言えない (同旨モール)。この点モールは、議會及び政府の双方から選ばれた市民が更に第三者を裁判官に選任するという制度を唱え、党派性からの脱却を目指している。

国事裁判官の資格要件として重要なのは、第一に政府から独立した地位にあること、第二に法律的な知識が充分であること、及び第三に議員の身分を保有しないこと、である。

個々の弾劾事件の裁判には、一二名の裁判官で充分である。これより多数の裁判官の確保となれば、有能な判事の獲得に困

難が伴い、且つ判事の意見が多岐に分かれる可能性が増すからである。但し、国事裁判官としては一二名以上を必要とする。これは、原告及び被告大臣による裁判官の忌避に備えてのことである。

国事裁判官職は名誉職と見做されるべきであり、定期的に支給される俸給制度は妥当とは言えないが、旅費及び日当については、議員及び政府高官の場合に準じて支給されるべきである。更にモールの提案の如く、国事裁判官の地位を確固たるものとすべく、加えられる侮辱に対しては刑罰を用いて強い保護が与えられるべきであるし、議員の免責特権を裁判官に対しても及ぼす必要がある。

国家元首又は政府と国事裁判所との関係では、司法高権 (Justizhoheit) から発する裁判官の任命権及び恩赦権は勿論、監督権乃至調査権 (ius inspectionis) も認められず (同旨モール、反对ビショッフ)、監督権の機能は、裁判手続の公開、世論の影響などに期待すべきである。

国事裁判所は常時活動する必要はなく、そこで召集が必要となるが、召集は、長官を通じて裁判官の召集という手続によるか、裁判官に対して個別に召集措置をとるか、である。何れの場合でも召集は通常原告によってなされるが、被告が召集しても不都合は生じない。

(四) ドイツでは弾劾裁判の法的側面を重視する傾向が強く、従って裁判機関とされているのは殆どの場合、最高裁判所又は国事裁判所である。前者に属するものに、プロイセン憲法六一条、バイエルン憲法一〇章六条、ハノーファー一八四八年法律一〇三条、弟系ロイス憲法一一三条、ザクセン＝マイニンゲン憲法八八条、クルヘッセン一八五二年憲法七八条、バーデン一八二〇年法律七条、ヘッセン大公国一八二一年法律三条・四一条、シュヴァルツブルク＝リールシュタット憲法八条などがあり、政府及び議会が共同で国事裁判所を構成するという後者の制度を採用する国に、ヴェルテムベルク、ザクセン、ブラウンシュヴァイク、ザクセン＝ヴァイマル及びオルデンブルクがある。

ヴェルテムベルク一八一九年憲法一九五条以下に依れば、国事裁判所は、国王が上級裁判所長官中から任命した長官、国王が上級裁判所判事から任命した六名の裁判官及び議会が議員外から選出した六名の裁判官を以て構成され、ザクセン王国一八三一年憲法一四二条以下も、ほぼこれと同様の制度を規定する。

一八七六年のヴェルテムベルクの草案は、国事裁判所が、議会選出の二二名の裁判官（うち四名は議員）及び国王任命の八名の裁判官

（うち二名は議員）を以て構成されることを規定している。

ブラウンシュヴァイク憲法一〇九条に依れば、国事裁判所は七名の裁判官を以て構成されるべきものとされて、同裁判所は暫く、三名の抽籤によって選ばれた最高裁判事、二名の政府が任命したラント裁判所判事及び議会により選出された二名のラント裁判所判事から成り、長官職は最高裁判事のうちの最年長者が務めていたが、一八五〇年三月一九日法律によって、右七名は上級裁判所（Oberreich）の裁判官の中から、抽籤（三名）、政府の任命（二名）及び議会の選出（二名）によって選ばれることに改められた。

ザクセン＝ヴァイマルでは、国事裁判所は、最高裁判所長官（国事裁判所長官職を掌る）その他一二名の国事裁判官から成り、一二名の内訳は、君主の任命による裁判官の官職保有者六名と議会の任命による裁判官職保有者六名である。何れの場合も、六名のうち二名は最高裁判事でなければならない。

オルデンブルク憲法では、国事裁判所は長官及び六名の国事裁判官から成り、一名は抽籤によって最高裁判事の中から、三名は政府によって裁判官の中から、残り三名は議会によって裁判官の中から夫々選ばれる。この外国事裁判官の予備員六名が、政府及び議会によって三名ずつ任命される。以上の国事裁

判所構成員には、三〇才以上で且つ議員の身分を保有しないことが求められると同時に、強い身分保障が与えられる。長官の任命は互選による。

以上二類型、つまり最高裁タイプ及び国事裁判所タイプの外に位置づけられるものとしては、次の制度がある。即ち、バイエルン一八五〇年三月三〇日法律は、弾劾事件を最高裁長官、六名の最高裁判事、一名の書記官及び一二名の陪審員が裁判すべきものとし（一八四八年の国民議会草案でも、弾劾事件の審理については、ライヒ裁判所に陪審員を加えることが規定されている）、一八四八年一〇月二日シュレスヴィヒホルシュタイン法律一三条は、裁判機関が最高裁判事及び司法委員会委員により構成され、最高裁長官が裁判機関の長に任ぜられる旨規定している。また、バーデン新法律に依れば、裁判は第一院が、最高裁長官及び抽籤によって選ばれた合議制裁判所裁判官八名と共同で行なうこととされている。

(2) オーストリア弾劾法一六条に依れば、弾劾事件の審理及び判決には国事裁判所があたり、国事裁判所は、議会の両院が夫々議會外から選任した一二名ずつの独立且つ法律知識を具えた市民によって構成されるものとされている。裁判官の任期は六年であり、長官の任命は互選による。

法案審議の過程では、ルストカントル（Lustkandt）によって、事件の性質に応じた可変的国事裁判所の制度が提唱されたが、容れられなかった。また、政府草案七条では、貴族院により二四名の国事裁判官が貴族院議員中から選出され、六名ずつが夫々原告及び被告によって忌避され、忌避権不行使の場合は抽籤によって二名の裁判官が裁判から排除される、という制度が描かれていた。これに対して代議院憲法委員会が、現行法一六条に規定される制度を提案したのである（但し、任期に関する現行法の規定は法律改正に依るものである）。貴族院ではフォン・シュメアリング（v. Schmeering）によって、裁判官の中から両院が国事裁判官を任命する方法が唱えられたが、これは容れられなかった（しかし、実際、一八七三年から一八七九年の国事裁判官のうち、一〇名は職業裁判官から選ばれている）。

右一六条の「独立」という文言は、国事裁判官が職権行使にあたつて政府から干渉を受けることがあつてはならぬという意味である。この意味では、裁判官は国事裁判官として特に適任といえるし、行政官は不適格である。

更に、国事裁判所の細部につき同法一九条は次の様に定める。被告及び原告は夫々六名ずつの国事裁判官を理由を述べずに忌避しうる。但し、残余の裁判官については、両院選出の裁判官が同数でなければならない。忌避権の不行使又は部分的行使にあつては、夫々の議院選出の裁判官が六名ずつ残るまで、抽籤により裁判官の削減が行なわれる。長官に対しても忌避権

を行使しうるが、長官は抽籤による削減の対象とされることはなく、前者の場合には、裁判にあたる一二名の裁判官が裁判長を互選する（以上は政府草案七条が規定するのとは同様の制度である）。一八六七年二月二日の憲法一条が規定する通り、総ての裁判権は皇帝の名において行なわれなければならない、従つて弾劾裁判判決も皇帝の名において下される。

オーストリアとハンガリーの共同処理事項担当の内閣の關係に対する弾劾裁判では、先ず夫々の全権委員団が独立且つ法律的職見豊かな自国の市民を二四名ずつ裁判官に推薦し、互いに一二名ずつまでを否認し合う。次に被告が残つた被推薦者のうちから一二名までを忌避し、夫々の全権委員団推薦の六名以上ずつを裁判官として確保する。この制度はしかし、個々の弾劾事件ごとに裁判所が構成されることを前提にしたものであり、裁判の党派性が懸念される。

(3) 国事裁判所の審理手続原則としては、弁論主義及び裁判公開の原則が妥当する。この点、弾劾法律に特別の定めなきときは、刑事裁判手続の例によることとなる（同旨ブッドイス・モールは刑事訴訟手続の類推適用につき肯定的である）。實際ドイツ諸国の多くにおいても、右の両原則は承認をうけ（例えばオルデンブルク憲法附則三・一七条、バイエルン一八四八年六月四日法律一條）、更に国事裁判所の審理及び判決を印刷物を以て公表すべ

きものとしてゐる場合もある（一八二〇年バーデン法律八条、ヴェルテムベルク憲法一九九条、ザクセン王国憲法一四七条、ブラウンシュヴァイク憲法一一〇条、ハノーファー一八四八年法律一〇三条、コーブルク・ゴータ憲法一七一条）。

但し、シュヴァルツブルクリールドルシュタット憲法八条及びザクセン一八三八年法律は、裁判の公開を拒否する。

オーストリアでも弁論主義と公開主義の原則は憲法上承認されている。即ち、憲法一〇条が、民事及び刑事の裁判において両原則が遵守さるべきことを規定し、且つ弾劾裁判は刑事裁判手続に則つて行なわれるべきことを定めるところである。この憲法規定を承けて、弾劾法二〇条一項は、審理が公開且つ弁論形式で行なわれることを規定し、同法二二条は、同法に別段の定めがない限り国事裁判所は刑事訴訟法に従わなければならないと定める。

(4) オーストリア弾劾法上の審理手続の細部につき述べる。

一、予審 国事裁判所への訴追後最初に行なわれるのは予審であるが、弾劾法一七条はこれにつき、国事裁判所が国事裁判官の中から一名を予審裁判官（Untersuchungsrichter）に指名してこれにあたらせること、予審裁判官は自ら証人及び専門家

を審問し、又は裁判所をして審問をなさしめることができること、その際官吏は守秘義務を免れうること、及び予審は六箇月以内に終了すべきことを定めている。予審裁判官は刑事訴訟法一七四条に規定する被告の勾留を命ずることができるし、保釈金等による保釈についても刑事訴訟法が適用されよう。但し、被告が議員の身分を保有する場合には、拘禁命令を発するにあたっては、当該議院の同意を要するものと解すべきである。

予審について例えばヴァイマルでは、一八五〇年一〇月二日の法律が、国事裁判官以外の裁判官三名から成る委員会が予審を担当し、委員会の命令に対しては原告・被告共に国事裁判所に不服を申し立てることができる旨を規定している。

二、公判 公判につき弾劾法は、一八条で、予審終了後国事裁判所長官は公判期日を公示し、且つ原告及び被告に通知しなければならぬ、と定め、二〇条一項で、公判は公開且つ弁論形式で行なわれることを定めているだけで、それ以外の点については、刑事訴訟法二二八条以下が準用されることとなる。

三、立証 (a)立証責任は原告に課されているとみるのが正当である。弾劾裁判には職権主義が妥当しないからである。(b)証拠については刑事訴訟法の規定が準用され、例えば君主の証言

フランチ・ハウケ『大臣責任制度論』(佐藤・池村)

は、仮令それが任意のものであっても採用されることはない(同旨モール)。更に、原告には国家の公文書に対する閲覧権が認められるかが問題となるが、これは憲法の定め方如何によることである。オーストリアの憲法上はこの点明らかではないが、議会に関する法律二一条及び共同処理事項に関する法律二八条が、夫々議会及び全権委員団の情報権(Informationsrecht)を認めているところである。(c)自由心証主義については、弾劾法二〇条三項が刑事訴訟法と同様の規定を置いている。

四、訴訟費用 弾劾法は訴訟費用につき規定を置いていない。この点は、ドイツ法制と同様である(但し、ドイツではこの例外として、コーブルク・ゴータ憲法一七二条、オルデンブルク憲法二〇五条一項が挙げられるし、ザクセン・ヴァイマル一八五〇年一〇月二日法律二六条は、刑事訴訟法に従う旨を明らかにしている)。従ってオーストリアでは、一八七三年刑事訴訟法三八〇条乃至三九五条が準用されることとなり、無罪判決にあっては国が費用を負担する。この点、議院又は代理委員会Vertrauensmannは良心的義務(Gewissenpflicht)に基づき弾劾又は訴訟追行を行なうのであり、費用負担を免れるのは当然であるが、弾劾動議が誹毀(Verleumdung)による場合は、動議提出者は刑事訴訟法三九条の告発者(Anzeiger)と同様に扱われる。他方、有罪判決にあっては、大臣が一定の費用を負担すると共に、大臣は自己の行為によって与えた損害に対

する賠償義務を免れるものではない（モールも同旨であり、彼は更に、損害賠償が訴訟費用負担に優先すると説く）。最後に、恩赦がなされても費用負担には何ら変化は生じないと言うべく、徴収した費用の返還の余地も生じない。

弾劾裁判においては、被告は一名以上の弁護士を選任しうる（弾劾法一八条二項。政府草案八条二項では弁護士は一名とされていた）。この点、被告は弁護士名簿（Vertheidigerliste）外からも弁護士を選任しうると解すべきであろう（同旨モール）。

(15) 判決につきオーストリア弾劾法が定めているのは、次の諸点である。判決は一〇名以上の国事裁判官の常時の出席を有効要件とする（二〇条二項）。裁判長も投票権を有する（同条四項）。投票は秘密であり、球を用いて（Kugeln）行なわれる（同条五項）。有罪判決には三分の二の賛成を要する（二二条）。判決には理由を附さなければならない（二二条）。

モールは、有罪判決を下すためには特別多数を必要とせず、絶対多数で足りるとする。

印刷物による判決の公示については、弾劾法に定めはない。無罪判決の場合に、大臣が議院の弾劾動議提出者又は報告者

（Berichterstatter）を相手に訴えを提起できるかについては、両者における悪意（Dolus）の存在の場合を除き不可能と解されよう。無論議院を訴えることはできない。

判決内容は、弾劾事件についての判断という枠を逸脱してはならず、弾劾事件に関係する通常犯罪や損害賠償請求は、通常裁判所の管轄に服すると考えられる（フ라운シュヴァイク憲法一一〇条、ハノーファー一八四八年法律一〇三条、コーブルクリゴータ憲法一七二条及び一七五条などは、この点を明定している）。

有罪判決は、戒告を科す場合の様に特に執行を要しないこともあるが、自由刑を科する場合の様に執行を必要とする場合には、判決裁判所が執行権を有するとする刑法三九七条は準用されない。国事裁判所は常時の活動能力を有しないからである。従って、弾劾事件の判決の執行は通常裁判所に委任されると見るべきである。

最後に、判決書の謄本は、国事裁判所又は代理委員会によって、公的機関（例えば議會）及び当該官庁に送達されなければならない。

(16) 弾劾裁判においては、提起された憲法問題の解決が第一義であり、大臣に科せられる刑罰は贖罪（poena vindictiva）ではなく道義的非難（sittliche Missbilligung）と認められるべきであるから（同旨ゲルバー）、刑罰としては罷免（当該大臣職が

らの永久的追放)が適當である(ツァーハーリエも、罰金刑の外、停職や罷免を含まない譴責をも刑としては不適當と見做している)。但し、違反の程度によつて刑罰に輕重の別を認めるのは適當と言えるから、場合によつては罷免に、國務からの追放、給与及び恩給權の剝奪、選挙權の剝奪等を附加することも可能である。

モールは、弾劾裁判で適用さるべき刑として、譴責、罷免(これには勲章、選挙權、被選挙權等の剝奪を附加することもできる)、自由刑及び死刑を挙げ、ザミューリーは、弾劾裁判を懲戒手続とみる立場から、当該官職又は國務からの追放のみを挙げる。

この点については、ドイツ諸国でも、通常犯罪に適用される刑罰と弾劾裁判で適用可能な刑罰とを区別するのが通例であるが、刑罰の種類としては次の様なものが認められている。

一、譴責…ヴェルテムベルク憲法二〇三条、コーブルク・ゴータ憲法一六四条、バーデン一八二〇年法律九条等(譴責—Verweis—はなく非難—Missbilligung—とするものとして、ザクセン王国憲法一四八条)。

三、停職…右に同じ。

三、罷免(当該大臣職又は官職からの追放)…ヴェルテムベルク憲法二〇三条、ザクセン王国憲法一四八条・一五〇条、ハノー

フランク・ハウケ『大臣責任制度論』(佐藤・池村)

ファー一八四八年法律一〇三条、バイエルン一八四八年法律九条、ブラウンシュヴァイク憲法一一〇条、ヴァイマル憲法五八条、オルデンブルク憲法二〇五条一項、クルヘッセン憲法七八条、ロイス憲法一一六条、コーブルク・ゴータ憲法一六四条、ヴァルデック一八五〇年法律、バーデン一八二〇年法律及び一八六六年法律。

四、特定の權利剝奪を含む罷免(Cassation):バイエルン一八四八年法律九条、バーデン一八二〇年法律、ヴァルデック一八五〇年法律、オルデンブルク憲法二〇五条一項、クルヘッセン憲法七八条、ヴァイマル憲法五八条、コーブルク・ゴータ憲法一六四条。

五、罰金刑…ヴェルテムベルク憲法二〇三条。

六、自由刑…ヴァルデック一八五〇年法律一一條。

(四) オーストリア弾劾法二三条一項は、刑として大臣職からの追放を規定すると共に、情状によつては官職からの追放又は一定期間の政治的權利の剝奪を加重しうる旨を定めている(尚、同条二項は、大臣の作為又は不作為が通常犯罪をも構成する場合に、國事裁判所は刑法を適用すべきことを定めて、同法上は國事犯と刑事犯との区別がなされている)。

先ず、同法が刑の種類として当該大臣職からの追放を原則としたことは、先の指摘の通り妥当といえる。この場合に大臣は

恩給 (Rutengehalt) 請求権を失なうとみるべきであろう。一八六八年七月二二日の大臣の恩給に関する法律一条は、この趣旨を具体化している。

次に、政治的権利の剝奪という場合の政治的権利とは何か、これは学問的に認識されねばならない。確かに憲法規定上にもこの言葉は登場するが、そこでも明確な定義は与えられていないからである。この点、政治的権利とは国家意思の形成又は国家権力の行使への直接的影響力行使権又は直接的参加権と解すべきであり、即ち、国家公民権と解すべきであろう (同旨ブルンチュリイ (Bruntschli)、ペーツル等。因ビ、レーネ (Reine) の様に陪審員としての地位をも政治的権利に含める見解もあるが、これは公民的義務と解される)。斯くして、選挙権及び被選挙権、貴族院議員としての身分の保有などがこれに該当する (自治体における選挙権及び被選挙権については、ゲルバー及びレスラーが指摘する如く、原則としてこれを政治的権利に含ましめないのが妥当であろう)。

大臣の行為が通常犯罪をも構成するかが争われる場合にも、国事裁判所の管轄権を認めるのが弾劾法の立場であるが、この場合でも、少なくとも量刑に関する限りは通常裁判所の権限に委ねた方が、合目的であったであろう (例えばバーデン法制の様に)。

(8) 弾劾裁判の判決に対する上訴は、特別の事情がない限り認められないと解される。第一に、第二審にふさわしい制度が欠如し、第二に、判決を早期に確定するという政治的要請が働くからである。

この点ドイツの法制は軌を一にしない。即ち、一切の上訴を認めないとするものに、ハノーファー一八四八年法律一〇三条、ヴァイマル一八五〇年法律二一条及びシュレスヴィッヒホルシュタイン一八四八年法律四八条等があるが、他方で次の様に上訴が認められている例も存する。つまり、原状回復 (事実問題について上訴を認める制度) を認めるものとしては、ブラウンシュヴァイク憲法一一〇条、バーデン一八二〇年法律八条、ヴェルテムベルク憲法二〇四条及びヘッセン大公国一八二一年法律六条があり、上告 (法律問題について上訴を認める制度) を認めるものに、ヴェルテムベルク憲法二〇四条、ヘッセン大公国法律七条及びコーブルク・ゴータ憲法一七一条があり、ザクセン王国憲法一四九条、ザクセン・マイニンゲン憲法八八条及びオルデンブルク憲法附則三・二〇条にも同じ趣旨が窺える。この外、シュヴァルツブルク・ルードルシュタット憲法八条は、刑事訴訟同様の上訴を認め、ロイス憲法一一四条も同旨である。

これに対して、オーストリア弾劾法二五条は、「国事裁判所

の判決に対しては、如何なる上訴も許されない」と明定する（既に政府草案二一条の当時からこの考え方が支配的であつた）。

(19) 弾劾裁判過程又は判決後に君主が恩赦権を行使することは、弾劾及び弾劾裁判制度の本質を相容れない。若し君主に免訴権 (Cus aboliendi) を承認すれば、大臣の問責は君主に委ねられることになってしまい、若し君主に刑の免除又は減刑の権限を承認するときは、君主を政争の渦中に捲き込むことになってしまうからである（同旨モール、ダールマン、ホフマン、ブルンチユリイ等。反対ビシヨーフ、ヘルト。尚、反対の論者は「国王悪をなしえず」の原則の徹底化を主張する）。従つて、弾劾裁判判決に対しても、君主の恩赦権は原則として適用をみないと解すべきであり、君主が恩赦権を行使しうるのは、議會又は弾劾を行なつた議院の同意があるときに限られる、というべきである。この点、同意は法律の形式によるべきか否かの問題があるが、近年の立法は特定人を名宛人とする措置には馴染まず、法律の形式は要しなと解すべきであらう。

ドイツの法制では、免訴を明示的に排除しているのは、プロイセン、ヴェルテムベルク、ザクセン王国、コーブルク・ゴータ（憲法一七六条）、ハノーファー（一八四八年法律一〇三条）及びブラウンシュヴァイク（憲法一一一条）である。次に恩赦を議會又は弾劾議院の同意にからしめているものには、プロイセ

ン憲法四九条、バイエルン一八四八年法律一二条、オルデンブルク憲法一〇条、バーデン一八六八年法律などがある。国民會議草案に倣つて恩赦には法律の形式を要するもの、に、ヴァイマル憲法五九条があり、大臣の通常犯罪に恩赦を認めつつも国事犯にこれを認めないとする制度を採るものに、ヴェルテムベルク憲法二〇五条、ザクセン王国憲法一五〇条及びザクセン・マイニンゲン憲法一〇六条がある。

オーストリア憲法一三条は、皇帝による恩赦権の行使（刑の免除及び減刑——アムテステイ——及び公訴の取消し——アポリツィオン——）を認めているが、大臣弾劾裁判及び裁判判決については弾劾法に定めを留保しており、これを承けて弾劾法二九条は、皇帝が有罪判決を受けた大臣のために恩赦権を行使しうるのは、弾劾議院の申請に基づく場合に限られることを規定する。この点、アポリツィオンについても同条の規定が類推適用されよう。

(20) 大臣の国事犯によつて私人又は国庫に損害が生ずることがあるが、この場合に、損害賠償請求事件の管轄権を有するのが通常裁判所であるのか、それとも国事裁判所であるのかの問題がある。前者を支持する理由としては、国事裁判所の管轄を認めた場合、損害賠償事件の処理に通曉している通常裁判所が審理するのに較べて、訴訟の遅延が生ずる可能性が高いこと、

国事裁判所の場合に上訴が不可能となること、国事裁判官の社会的地位からして損害賠償訴訟を取り扱うことが不適當であること、などが挙げられ、他方、後者を支持する理由としては、通常裁判所が大臣の責任に関して国事裁判所の判断と異なった判断を下す可能性があること、などが挙げられる。この点は、両者の中間的立場が妥当と思われる。即ち、単純な事件では国事裁判所が損害賠償請求についても判断を下し、複雑な事件では大臣に賠償責任があることのみを国事裁判所が判断し、細部を通常裁判所の管轄に委ねる、というものである。

この点ドイツの法制の多くは、損害賠償請求を通常裁判所の管轄に服せしめている。例えば、バーデン一八二〇年法律九条、ブラウンシュヴァイク憲法一一〇条、ハノーファー一八四八年法律一〇三条、オルデンブルク憲法二〇五条二項など。但し、ヴァイマル憲法五八条及びロイス憲法一一五条は、国庫に対する損害の場合には国事裁判所の管轄を認めることとしている。

損害賠償訴訟に関し、オーストリア弾劾法は次の制度を採用している。同法六条によれば、大臣に対する損害賠償請求は通常裁判所の管轄に服するが、弾劾事件が国事裁判所に係属中は通常裁判所は審理しえない。そして、同法二四条によって、刑事訴訟法（四条及び三六五条以下）の附帯手続（Adhäsionsverfahren）は国事裁判所の手続に適用をみるから、国事裁判所は、賠償額を確実に特定できる場合にはそれを定めた判決を下し、これが不可能な場合は、大臣に賠償義務の存することのみを明らかにすると同時に、賠償額の決定を通常裁判所の裁判に委ねることとなる。最後に請求権の消滅時効については、弾劾法二八条が定めるとおり、民法の規定が適用をみ、国事裁判所の審理によって時効は中断されることとなる。

（hen）は国事裁判所の手続に適用をみるから、国事裁判所は、賠償額を確実に特定できる場合にはそれを定めた判決を下し、これが不可能な場合は、大臣に賠償義務の存することのみを明らかにすると同時に、賠償額の決定を通常裁判所の裁判に委ねることとなる。最後に請求権の消滅時効については、弾劾法二八条が定めるとおり、民法の規定が適用をみ、国事裁判所の審理によって時効は中断されることとなる。